

松山市告示第 20 号

令和 8 年 1 月 22 日

松山市長 野志 克仁



塵芥処理手数料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項及び松山市財務会計規則（昭和 39 年規則第 11 号）第 53 条第 1 項の規定に基づき、下記の塵芥処理手数料の徴収について、委託契約の中で受託者に徴収委託を行ったので、松山市財務会計規則第 53 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

なお、松山市告示令和 7 年第 103 号については、廃止する。

記

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者が納付事務を行う歳入等の種類	指定をした日	委託の期間
大阪府大阪市北区堂島 1 丁目 6 番 20 号 荏原環境プラント株式会社 西日本支店 支店長 山内 秀洋	松山市南クリーンセンターで徴収する塵芥処理手数料	令和 8 年 1 月 19 日	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
松山市土居田町 336 番地 1 水 i n g A M 株式会社 四国営業所 所長 後藤 眞佐樹	松山市横谷埋立センターで徴収する塵芥処理手数料	令和 8 年 1 月 19 日	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで